第213回情報公開審査会(全体会)審議結果

日 時:令和3年4月8日午前10時25分から午前11時30分まで

場 所:横浜市開港記念会館 2階 7号室

出席委員:板垣委員、市川委員、桑原委員、田村委員、遠矢委員、堀内委員及び前田委員

事務局:政策部長、情報公開広聴課長、同課副課長ほか関係職員

○開会

· 事務局(情報公開広聴課長)

ただいまから、第 213 回情報公開審査会全体会を開催させていただきたいと思いますが、第 20 期の 委員の皆様による最初の審査会となりますので、会長の選出までは、引き続き、私が進行させていただ きます。

早速議事に移らせていただきますが、今回、新たに桑原委員と前田委員に御就任いただいておりますので、議事に先立ち、ここで改めて、委員の皆様から自己紹介をお願いしたいと思います。

それでは、板垣委員から反時計回りで順番に自己紹介をお願いいたします。

~委員自己紹介~

· 事務局(情報公開広聴課長)

ありがとうございました。

引き続き、本日出席しております事務局職員についても私から紹介させていただきます。

~事務局紹介~

○議事

(1)会長の選出

· 事務局(情報公開広聴課長)

次に、議事に移らせていただきます。

お手元の次第のとおり、まず、会長の選出をお願いいたします。会長の選出については、(神奈川県情報公開)審査会規則第4条第1項の規定により、委員の互選によることとされていますが、互選の方法については特段の定めがございません。この場で御推薦いただければと思いますが、いかがでしょうか。

• 板垣委員

第 19 期において会長職務代理者を務められた田村委員にお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

· 事務局(情報公開広聴課長)

板垣委員から、田村委員を御推薦いただきましたが、他の委員の皆様はいかがでしょうか。

(委員異議なし)

· 事務局(情報公開広聴課長)

田村委員に会長職をお願いしたいと思いますが、皆様、御賛成ということでよろしいでしょうか。

· 田村委員

皆様方から御推薦をいただきましたので、謹んでお受けしたいと思います。

· 事務局(情報公開広聴課長)

それでは、以後の進行は、田村会長にお願いいたします。

私の方から本日の残りの議題について、次第をお配りしていますので、御説明させていただきます。 ただ今、会長が選出されましたので、会長職務代理者の御指名をお願いしたいと思います。なお、会 長職務代理者は、審査会規則第4条第3項の規定により、会長の御指名をいただくこととなっております。

続きまして、委員の皆様の所属部会及び各部会の部会長を決定させていただきます。

次に、審査会運営事項について御確認をお願いいたします。

続きまして、事務局から諮問案件の審議状況及び今後の審議予定を御説明いたします。

次に、中断案件の取扱いについて御確認をお願いしたいと思います。

続きまして、その他として、情報公開請求権の濫用について、皆様方の意見交換をお願いしたいと思います。

最後に、本日の審議速報及び審議結果並びに議事概要(議事録)の確認をお願いいたします。なお、 議事概要(議事録)につきましては、(神奈川県情報公開)審査会審議要領により、会長及び会長が指 名する委員の署名が必要となっておりますので、議事終了後にお願いしたいと思います。

(2)会長職務代理者の指名

• 田村会長

それでは、今、事務局から説明していただいたことについて進めたいと思いますけれど、会長として 御推挙いただきましたので、早速、会長職務代理者の指名に移らせていただきます。会長職務代理者に ついては、会長が指名することとなっているとのことですので、埼玉県の個人情報保護審査会で部会長 を務められている桑原委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

•桑原委員

私で良ければ、お受けしたいと思います。

• 田村会長

桑原委員の了承をいただきましたので、よろしいでしょうか。

(委員異議なし)

(3)委員の所属部会及び部会長の決定

· 田村会長

では、引き続き、各委員の所属部会の決定を行いたいと思います。

配布資料のうち、資料1に、所属部会案ということで記載されております。このことについて、事務 局から説明をお願いします。

· 事務局(情報公開広聴課副課長)

私から御説明をさせていただきます。資料につきましては、先程の資料1の方を御覧いただければと思います。所属部会(案)でございます。所属部会につきましては、次のような観点に基づいてバランスをとってございます。1つ目は、学識者かどうかのバランスでございます。2つ目は、女性委員、男性委員の比率を考慮して、このような案を作成させていただいてございます。

• 田村会長

今御説明がありました通り、所属部会を決定してよろしいでしょうか。

(委員異議なし)

• 田村会長

次に、各部会の部会長の決定を行います。資料2を御覧いただければと思います。審査会規則第6条 第1項の規定により、会長がその構成に加わる部会にあっては会長が部会長となり、その他のものにあっては部会に属する委員の互選により定めることになっています。

したがって、第二部会については私が所属するので私が部会長を務めさせていただきますが、第一部会の部会長については、第一部会に属する委員の中から選ぶことになります。互選の方法については特段の定めはございません。この場で口頭により、御推薦いただければと思います。このままよろしければ、御推薦いただくということで。

· 板垣委員

先ほど会長職務代理者に御指名されました、桑原勇進先生にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

· 田村会長

はい、桑原委員の御推薦を板垣委員から頂戴いたしました。第一部会委員の堀内委員、前田委員、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(委員異議なし)

• 田村会長

桑原先生、よろしくお願いいたします。

(4)審査会運営事項の確認

• 田村会長

資料2のところまでは進んだかと思いますので、引き続きまして3つ目、審査会運営事項の確認を行わせていただければと思います。

この運営事項につきまして、事務局より説明をお願いしたいと存じます。

• 事務局

資料2を御覧いただいてよろしいでしょうか。この審査会につきましては、年度を通じて月1回ということで、県庁ないしは県庁付近の会場にて開催します。審査会規則により、インカメラ審査をする関係で会議自体は非公開とさせていただいています。開催時間は概ね2時間を目途に行っておりまして、その審査会の当日に、皆様方の日程を確認させていただいて次回以降の開催期日を決定させていただくという流れでございます。

2つ目の委員の除斥につきましては、案件について特別の利害関係がある先生がいらした場合には、 部会長にお話いただいて、その先生が所属されない方の部会でその案件については審議をします。その 所属されない方の部会でも審議が困難な場合には、全体会の決議で関係する委員の方を除斥するとい う手続きとなっています。

3つ目でございますけれど、意見陳述の機会の付与、これは、審査請求人や実施機関から申出があった場合には、口頭で意見を述べる機会を与えなければならないとなっております。ただ、必要がないというときは、この限りではないということになります。あと、審査会の方で必要があると認めるときは、指名された委員が口頭で意見を聴取することができる、ということになっております。

4つ目、全体会及び部会の議決について過半数で決するということでございますけれど、なるべく審議を尽くしていただいて、全員一致で運営していただきたいと思います。

5つ目の答申の交付については、事務局が実施機関に対して行うというような形をとっております。 なお、答申の公表については、県のホームページで行うこととしています。以上でございます。

• 田村会長

ありがとうございます。今、御説明いただいた内容について、御質問等ございますでしょうか。

(質問等なし)

• 田村会長

それでは、このような形で進めさせていただければと思います。

(5) 審議状況及び今後の審議予定案件の確認

• 田村会長

では、引き続き、全体会の次第に従いまして、諮問案件の審議状況及び今後の審議予定の確認に入らせていただければと思います。事務局からの御説明、よろしくお願いいたします。

・事務局

資料3、A3の紙を御覧ください。現在審議中のものが4件ございます。それから、その下に、今後 審議予定の31件、それから、中断案件が3件ございます。それから審査請求人のところにアルファベットがございまして、それぞれ同一人による審査請求でございます。あと、中断の案件につきまして も、検討をお願いしたいと思います。以上です。

• 田村会長

はい、ありがとうございました。資料3について概要を説明していただき、資料4との関わりについてもお話しいただきました。資料4の方はもう少し詳しく委員の皆様に説明をしていただくことにな

ります。まず、資料3、全体の状況というところにつきまして、何か御質問等お寄せいただければと思います。いかがでしょうか。

• 遠矢委員

ひとつ目の案件の請求者が請求を始める前というのは、どんな感じだったんですか。件数として。いかに審議量が増えているのか。

• 板垣委員

事務局も入れ替わっていて、それ以前のことを知っている人がもういないんじゃないかと。いや、私 たちが入った頃には、既に第二部会も回らない状況にあったので。

· 事務局(情報公開広聴課長)

事務局も新しくなるなどしておりますので、正確なことは申し上げられないです。ただ、感覚からすると、いつの時代にもこういう方は1人か2人はいるので、そうすると、稀有という感じではないのかな、と思います。熱心な方がいらっしゃるので、それなりのことにはなるのかな、という印象です。

• 市川委員

諮問件数はずいぶんありますね。ちょっと多いかな、と。

• 田村会長

はい、では、具体的なところは分からないと思いますので。遠矢先生、そういう形でよろしいでしょうか。

では、この資料3につきましては、別途御質問を頂戴し、概要が分かったということで、お許しいただければと思います。

では次に移らせていただければと思います。資料4に関わることでございまして、中断案件の取扱い ということになります。では、同じく、事務局より御説明いただければと思います。

(6) 中断案件の取扱い

※中断案件の取扱いについては、審査請求人による審議再開の申出を待つこととした。 (神奈川県情報公開条例第5条第1号に該当する非公開情報を取り扱うため、詳細は非公開とする)

(7) その他

• 田村会長

それでは、主要な議題としては以上でございますが、委員にお集まりいただいておりますので、もうひとつの資料5ということで御準備いただいているものがございます。情報公開請求の濫用について、 委員の皆様から御意見を頂戴できればと思いますので、まずは資料5について、事務局より説明をいただければと存じます。

• 事務局

資料5を御覧ください。情報公開請求権の濫用について、御検討いただきたいと思います。

1番でございますけれど、本県で請求権の濫用と捉えられる事例として、1つ目は特定の事件に関する一切の文書ということで、複数の実施機関に請求されている事例です。2つ目が、特定の実施機関に対して同一人からほぼ同一内容についての請求を受けているという事例があります。これは県有地と民地との境界線に疑義があるとして、行政文書の公開請求を繰り返している、という事案でございま

す。本県の制度としては、情報公開請求権の濫用に関する明文規定は設けておりませんが、情報公開条例 28 条に「利用者の責務」についての規定がございまして、「請求をしようとするものは、条例の目的に即し、適正な請求に努める」としております。国や他の自治体では、請求権の濫用をしてはいけませんよというような規定を設けているところがあります。資料 5 の表面の 2 を御覧ください。本県の制度につきましては、条例に関連する要綱で、害意ある大量の請求、対象文書が特定されない請求及びいわゆる超大量請求については拒否決定を行うという取扱いができるとしています。

資料5の裏面の3のところでございますけれど、お手元の2つの事例に対して、先程の要綱上の取扱いは難しいと考えられます。アの方でございますが、先程のひとつ目の特定の事件に係る文書に関して、本県では「実施機関」として情報公開を行う主体を定めている一方で、情報公開請求書の提出先を「行政文書を管理している室課所」としてございます。基本的には、表の具体例にございますように、実施機関全体としてまとめていくと15カ月くらいかかるのですが、担当所属としては分散されるので、超大量請求に当たらないということになります。それから、イのところについて、大量の場合の取扱いとして要綱を作っているのですが、特定課に対して同じ請求が行われている場合は量で縛って拒否できるというところに当たらないので、そのまま請求を認めるという形になります。

(2)の課題といたしまして、本県における情報公開請求権濫用が疑われる事例については、現在の要綱では対応できないものがございます。このような事例にも対応できるようにした方がいいのか、要綱の改正など、制度的な対応が必要と考えられるのかということを検討していただきたいと思います。よろしくお願いします。

• 田村会長

今、御説明いただきました。ここで、何か結論を出す、審査会として答えを出すということではございませんので、委員の皆様方から御意見を頂戴できればということでございます。何かございましたら御発言いただければと思います。

• 前田委員

もし要綱を改正する場合の手続きを教えていただければと思います。

事務局(情報公開広聴課長)

私どもの情報公開広聴課で事務局を務める神奈川県情報公開・個人情報保護審議会というものがもうひとつ、附属機関としてございます。個人情報保護制度、情報公開制度の全体的な運用についての御意見を伺うという審議会です。こちらで御意見をいただいて、最終的にはそこを経てということにはなります。手続き的には審議会の方で聞いて、ということになりますが、実務はこちらで見ていただいているので、実質的な文書の扱い方について、先生方にお聞きしようということです。

・田村会長

そうすると、手続き的な話題となると、この会の所掌の範囲ではないなとは思いますし、審議会の方にかけた方が良いのではないかということになりますかね。

その他いかがでしょうか。

桑原委員

1つ目の案件は、たくさん文書になっているということですよね。そうすると、それに関する文書全部というように請求すると、自動的に文書が大量に出てしまうということですよね。役所が大量に文書を持っているという場合に、その公開を請求すれば自動的に権利濫用になるという、本人の責任ではな

くて、むしろ役所に問題がある。いや、役所に問題があるというわけではなくて。なんかこう、合点がいきづらい。

• 板垣委員

私もよろしいですか。桑原先生の仰る通りで、よく言われるのが、大量性ということと、目的とかが言われるんですよね。ここにも書いてありますが、明らかに目的が役所の機能を減殺させる目的とか、嫌がらせ目的ということで、その請求が繰り返されるということであれば、そちらの方で権利の濫用ということで切れるんですが、桑原先生の仰る通りで、ある物事に対する情報公開請求をするということが、自ずから、自然とというか、必然的に大量の、超大量請求になるという場合もあって、恐らく今回はそういうケースなんですよね。これは一度調べたことがあるんですが、そういう時はここにも書いてあるように、裁判例などでは、たとえばサンプルで、こんな大量な全部ではなくて一部だけを抜き取れば目的を十分に達成することができるという場合は、申請者との間でのやりとりを通じてある程度減らしてもらい、それでも申請者がどうしてもいうことを聞かなくて、どうしても大量の請求を全部やってもらうんだと考えるときは、それは権利の濫用とすることも認められる余地がある、というのが大体の裁判例の傾向です。

私もその案件を第一部会で扱っていますが、請求者の目的がよくわからないっていうのと、もうひとつ言うと、今言った、請求者の目的と関わってくるんですけれど、この膨大な文書の中のここだけをサンプル抽出して、目的を達することができるのかっていう、問題が出てきますよね。いずれにしても、何のためにこの請求をしているのかというところが見えてこないというのが一番の問題かと思います。

· 田村会長

遠矢先生、いかがでしょう。

• 遠矢委員

情報公開のシステムの根幹である情報公開請求権を抑制しようとする場合というのは、手続き的には条例の改正が必要だろうな、と思っています。要綱程度じゃ駄目だろうな、と思います。ただ、実際問題として、情報公開の理念ということと、現実の事件での不都合ということの実際において、どうバランスをとるかということになりますけれども、私も長年、この案件ばっかりやってきていて、もう、大分疲弊しておりまして。委員が疲弊しているばかりではなくて、恐らく実施機関の職員の方々も日に日に疲弊しています。さっき板垣先生が仰った請求者の目的がちょっとわからないというのは、確かにそのとおりで、何のためにこんな請求をしているのかというのは殆どもう、興味本位といいますか、濫用的だと思いますので、やはり、現実論を重視するとこういうものは制限しなければいけない。他の情報公開請求事件が停滞するわけですし、なにより、実施機関の職員、委員のやる気が削がれるということが大きくなる。これは、情報公開システムそのものを害することにもなるので、具体的にどういうふうに規制するかというところが一番難しいところかなと思いますけれど、前向きに進めていただければと思います。

· 田村会長

では、市川委員、それから、堀内委員、何か、ございますか。

· 市川委員

この審議状況を一覧表にされてみると、ああ、こんなにいっぱいあるんだ、で、あれをこれからやるんだと思うと、うわぁと思うんです。こういう状況になってくると、「請求にどう対応するか?」とい

う話になりますが、これを窓口で受付をしている段階では、それは多分見えてこないですよね。だから、今、このようになっている。後から振り返れば、どうしようか、ここから先出てきたらどうしようか、という話になるかもしれませんけれど、ここに至る過程の途中で、この人のはもう駄目、という判断は、実際難しいんじゃないかな、と思うんですよね。今の要綱にも「害意ある大量請求」とありますが、害意という点について、御本人が主観的に害意を持っているということが、客観的に積み重なってくれば、客観的に見れば停滞させる状況にあるということで害意とみなせるという判断になるのでしょうし、大量という部分に関しても、要するに積み上げる文書の量ということで、ほぼ同一というか、同一のものが積み重なっていけば、件数が積み重なっていけば、害意や大量ということの解釈、それがどういうことを含むのかということを明文でちゃんと定めることができれば対応できるようになるのかな、というように思います。ただ、現実、どこでそれを規定するのか。それを私たち委員がここで考えることは、ちょっと違うんじゃないのかな、というように思います。

• 田村会長

ありがとうございます。

• 堀内委員

資料3を見ますと、同じ方が何十回とやっているということですよね。そうなると、その内容についての開示が必要とされているのか慎重に吟味し、そのうえで公開請求の妥当性に問題があるようならどういうように制御していくかというかという別の視点で、要綱等々の改正を考えていかなければいけないと思いました。

· 田村会長

はい、どうもありがとうございました。

全体の意見をまとめる必要がないということですので、事務局の方で引き取っていただきまして、改 正をどうするのかといった対応を御検討いただければと思います。

先生方、ありがとうございました。意見交換としてはこれで終了させていただければと思います。それでは、先に進ませていただければと存じます。

最後に、審議速報及び審議結果並びに議事概要(議事録)の確認を行います。

• 田村会長

議事概要(議事録)については、会長と会長が指名する委員の署名が必要とのことでしたので、桑原 委員、署名をお願いしてもよろしいですか。

(桑原委員承諾)

• 田村会長

それでは、本日の議事は以上になります。

第一部会の委員の皆様におかれましては、この後、引き続き、第一部会を開催いたしますので、お残りいただきますようお願いいたします。

以上